

会 議 録

会議の名称		令和8年度第1回守谷市文化財保護審議会		
開催日時		令和8年5月26日（火） 開会：10時30分 閉会：12時00分		
開催場所		守谷市役所 小会議室1		
事務局（担当課）		教育委員会 生涯学習課		
出席者	委員	根本委員，鈴木委員，横張委員、増記委員、松本委員、石井委員、小田野委員 計7名		
	その他			
	事務局	福島、山田、甲斐		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 一部非公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1. 開会のことば 2. 担当職員紹介 3. 委員紹介 4. 議題 (1) 市指定文化財候補について（建武元年の板碑） (2) 報告事項 (3) その他 5. 閉会のことば		
確定年月日		会議録署名		
令和8年6月23日		横張 克博		

審 議 経 過

事務局：定刻になりましたので、ただいまから令和８年度第１回守谷市文化財保護審議会を開会します。

本日の会議には委員８名中７名が出席されておりますので、守谷市文化財保護審議会条例第７条第２項の規定により会議は成立しております。

また、「守谷市審議会等会議の公開に関する指針」に基づきまして、本会議を公開としましたところ、１名の傍聴者がありましたのでご報告します。

なお、本日の会議録は、後日、市ホームページにて公開いたします。

その際、ご意見と併せて、発言者のお名前を記載させていただきたいと思いますがよろしいですか。

<了承>

事務局： 本日の会議は、１２時００分までの約１時間３０分を予定しておりますので、ご協力をお願いします。それでは、会議に先立ちまして横張会長にごあいさつをお願いします。

<会長あいさつ>

ありがとうございます。担当職員が一部変更になっておりますのでご紹介させていただきます。あわせて新年度ですので、委員の皆さんも簡単で結構ですのでごあいさつをお願いいたします。

<担当職員、委員自己紹介>

事務局： ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めます。議事の進行につきましては、守谷市文化財保護審議会条例第６条第２項の規定により横張会長をお願いします。

横張会長：はい。

まずは、議題１ 市指定文化財候補についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局： 足立区より寄付を受け、現在守谷市観光協会に寄託している「阿弥陀一尊種字板碑」につきまして、市指定候補としてはいかがでしょうか。

理由としましては、建武元年の建立年月が刻まれており、歴史的価値があること、緑泥片岩りよくでいへんがんの板碑であり、地域の歴史を語るうえで貴重な資料

であること、大木の御霊山みたまやまで発見されたとの由緒書きがあり、平将門の七人の影武者の供養塔との関連を想起させる、という３点です。

指定するためには、まず「市指定相当である」との一文が入った鑑定書の作成が必要です。その後、教育委員会から文化財保護審議会へ諮問をします。

文化財保護審議会で審議したのち、「市指定相当である」と判断された場合は、文化財保護審議会より教育委員会へ答申し、指定（公告）となります。

横張会長：ご意見のあるかた、いらっしゃいますか。

前回資料をいただきましたが、この板碑は3基のうちの真ん中ですか。裏に「守谷の石造物」の板碑の写真がA62とA63の2枚載っていますが、これはA62番ですか。

石井委員：今回議題に挙がっている板碑は、「守谷の石造物」には載っていません。

横張会長：載っていないのですか。

石井委員：載っていません。この「守谷の石造物」の調査の際には見つかりませんでした。

横張委員：議題には「阿弥陀一尊種子」とありますが、「阿弥陀三尊種子」ではないですか。

石井委員：梵字という、刻まれている文字の数なので、「一尊種子」です。A62は3つ梵字が刻まれているので「三尊種子」でA63は1つなので「一尊種子」です。今回議題に挙がっているものも「一尊種子」です。残り2つも揃うといいのですが。

横張会長：資料によると、個人が2基所蔵しているということです。

石井委員：資料によると、2基は大圓寺のA家の墓域にあるということでしたが、A家の墓は大圓寺にはありませんでした。おそらく、お墓も引っ越したと思います。大圓寺にはもう古いお墓はなく、何年か前に改修されたようです。

横張会長：これは建武元年の板碑です。後醍醐天皇の建武の新政の頃です。

石井委員：守谷市で一番古い板碑はほかにありますが、上の部分が欠けていて、なぜ作られたか由緒がわかりません。議題に挙がっている板碑は、「将

門の供養塔」という由緒がわかっています。

横張会長：守谷城主かは諸説ありますが、相馬忠重が、比叡山の戦いで北朝方足利尊氏軍を弓矢で撤退させたと「太平記」に記述がある、その頃です。

石井委員：同じ頃です。大変きれいな状態で保管されています。

横張会長：みなさんいかがでしょうか。

増記委員：鑑定書の作成が必要とありますが、どのようにお話が進んでいるのでしょうか。

事務局： 調査をしていただいた石井委員に鑑定書の作成もお願いできればと考えています。

横張会長：指定するには鑑定書の作成が必要とのことです。素晴らしいもので、文化財に指定したいと私は思います。みなさんいかがですか。

石井委員：鑑定書を作成するということになると、権威のあるかたが作成しなくて良いのでしょうか。

増記委員：本来は、石碑を専門にされている方が調査するのが良いですが、石井先生はこの板碑をずっと調査されていて、本も出されているので問題はないと思います。

横張会長：では、鑑定書の作成については事務局に一任し、指定に向けて進めるということでよろしいでしょうか。

<了承>

増記委員：もし指定する場合、例えばカビが生えていて修理が必要だとか、保管する箱の状態とか、保存方法も計画に含めていただければと思います。指定された場合は、周知もお願いします。

事務局： わかりました。

横張会長：次に、議題２ 報告事項にまいります。（１）板戸井屋敷後遺跡試掘調査について事務局より説明をお願いします。

事務局： 試掘調査の指導委員会について、県南教育事務所埋蔵文化財指導員（原信田氏）に手伝っていただけることになりましたが、現職務がある

ため、あと2～3名発掘経験のある考古学の専門家に入っていただく必要があります。引き続き、専門家のご紹介をお待ちしています。

費用について、概算で3,600万かかります。通常、試掘費用は市町村が負担しますが、今回は都市計画上の各種許可や手続き等が完了していない段階での試掘を事業者が希望しているということがあり、双方了承のもと、全額事業者負担で進めています。

横張会長：みなさんご意見等ありますか。かなり広い遺跡です。

鈴木委員：前回欠席したのですが、前回から続いている議題でしょうか。どういった経緯で試掘調査をすることになったのか、再度ご説明いただけますか。

事務局：開発面積は17haです。その敷地の一部に、遺跡がすっぽり入っています。

鈴木委員：板戸井のどのあたりですか。

事務局：遺跡地図を出します。041番の遺跡です。開発面積がこのくらいです。まだ事業者が決まっていますが、先に試掘をしたいとの要望がありました。おそらく物流倉庫ではないかということです。現況は、畑地と山林で、縄文、古墳、中世の遺物が検出されています。

鈴木委員：西板戸井ですか。近くに公的な建物はありますか。

事務局：集落センターがあります。

鈴木委員：西板戸井の田園都市センターの奥ということですか。

事務局：田園都市センターの奥にあります。手前は宅地が広がっていますが、奥に作物が作られていない畑地があり、あとは山林です。

横張会長：原野ですか。

事務局：きれいに耕された畑地ですが、作物は作られていません。地図の上のほうは内守谷工業団地です。この工業団地の一部になる計画のようです。

横張会長：その一角に遺跡があるということですね。

事務局：包蔵地があります。

鈴木委員：それはどうしてわかったのですか。

事務局：平成12年に県の一斉調査があり、専門家が現地を歩いて地表面から遺物を採取したり、地形をみたりして「遺跡がありそうだ」と決めました。これまで一度も試掘をしていないので、わかりませんが、近くに川があり、小高くなっている土地なので、本当に遺跡があるかもしれません。

鈴木委員：高台です。

根本委員：北守谷公民館のうしろあたりですか。

事務局：川を挟んで反対側の方です。

鈴木委員：なぜ開発をすることになったのでしょうか。

事務局：土地の所有者から、内守谷工業団地の一部として土地を有効活用して欲しいと要望書があったことが発端と聞いています。

横張会長：他に何かありますか。

増記委員：指導委員会に入れる専門家を大学の先生などで探してみたのですが、守谷まで来られる人が見つかりませんでした。民間事業者のつてなどはないのでしょうか。また、埋蔵文化財指導員のかたのつてはないのでしょうか。

事務局：埋蔵文化財指導員のかたは、紹介できるかたはいないとおっしゃっていました。

増記委員：お知り合い同士の方がやりやすいのではないかと思います。

松本委員：民間事業者が試掘をする場合、市はどのような立場なのでしょうか。

事務局：指導委員会を組織して、定期的に試掘現場に行き確認をします。市は指導・監督をする立場です。

松本委員：この遺跡は歴史的価値がある遺跡なのでしょうか。屋敷後という名前がついていますが、古文書などで屋敷があったという記載があったとか、そういうことでしょうか。

根元委員：中屋敷という地名もあるので、何かはあったのではないのでしょうか。

鈴木委員：指導委員会に入るかたが今 1 名しかいない。どなたかいないですか。

増記委員：今探していますが、都内で大学の授業もあるのでなかなか難しいと思います。

横張会長：県南の文化財担当の教員のかたは出来ないのですか。

事務局：文化財担当でも、発掘経験があるかたとは限りません。前任の先生は茨城文化財団に出向し、発掘経験がありました。後任の文化財担当の先生が、発掘経験があるかたか確認します。

鈴木委員：気になっていることは、業者が費用負担をしてでも試掘をしたいと言っていることです。それだけ早くやりたいということです。そうになると、色々と心配なことがあります。

事務局：なので、業者に丸投げするのではなく、指導委員会を組織して管理監督する役割を市が担うということです。

鈴木委員：その場合に、行政のペースでできるのか、業者のペースになってしまうのか。案分というのはどのような感じですか。業者は早くやりたい。

事務局：そこは、開発担当も入り、制限をかけていきます。

松本委員：板戸井屋敷というのは、過去に屋敷が発掘されたのですか。

事務局：そういうわけではありません。過去に集落があったことが分かっている訳ではなく、遺跡があったかもしれないという「包蔵地」です。屋敷後という名前がどこから来ているのかはわかりません。小字からきているかもしれません。

松本委員：何かが見つかった場合は、展開が変わってきます。

事務局：試掘で遺構が出た場合は、そのまま計画を進めたいのであれば、本格的な発掘調査をすることになります。試掘をするのは、発掘調査になった場合に、遺跡がどのくらい広がっているのかを予想し、費用の見積もりを出すためでもあります。

松本委員：民間事業者とはいえ、費用を出し、さらに発掘調査となったら時間もかかる。事業計画にも影響するでしょう。いずれにせよ、やらないわけにはいかないです。

増記委員：以前、永泉寺を発掘した時の業者さんとは一緒なのでしょうか。

事務局：今回はその業者ではなく、毛野考古学研究所と地域文化財研究所に見積もりを取っています。

鈴木委員：民間業者ですか。

事務局：民間業者です。

横張会長：その他に何かありますか。では、進捗状況を確認していくということでしょうか。

鈴木委員：現在進行中ですか。

事務局：まだ試掘はしていません。現在、業者を選定しているところです。業者が決定し、指導委員会を組織したら、始められます。

増記委員：引き続き、専門家を探してみます。

事務局：お願いします。

横張会長：続きまして、(2) 奥山新田南遺跡試掘調査結果について事務局から説明をお願いします。

事務局：3月27日に個人住宅建設にともなう奥山新田南遺跡の試掘調査を行いました。結果、わずかな遺物（土師器）と、古墳時代中期の竪穴建物跡2軒が発見されました。

事業者には、「住宅建築工事を行う際は、住宅が遺構に重ならないよう建築計画を立てること。」「上記が困難な場合は、遺構から住宅基礎まで30cmの保護層を設けること。」「これらが困難な場合は、本発掘調査を実施すること」という内容で市の意見書を送付しました。

事業者は、着工60日前までに、市の意見書を添えて、文化財保護法第93条に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」を県教育委員会に提出すること

が義務付けられています。

横張会長：先日、見に行きましたが、既に更地でした。

事務局： その日のうちに埋戻しました。

横張会長：同地に行く道です。郷州原遺跡からも縄文、古墳時代の住居跡がいくつも出ています。奥山新田遺跡はこのあたりでも高台にある。関連があったかもしれないです。

根本委員：守谷小学校の後ろあたりにもあります。

事務局：初めて遺構や遺物が出ました。やはり、遺構付近は遺物が沢山出ることがわかりました。良い経験でした。出土した土器片がありますのでご覧ください。縄文土器が少し、ほとんどが土師器でした。よく見ると縄の模様がついています。こちらは甕^{かめ}の底の一部です。

横張会長：土の中にあるものなので、なかなか見ることはありません。郷州原は明治時代に石田さんが旧石器なども発見したと言われている。もしかしたら教科書に載っていたのは石田さんの旧石器かもしれなかった。

鈴木委員：これからも試掘は続くのですか。

事務局： 一旦終わりです。住宅建築の際は、遺構に影響がないように計画を立ててもらおうよう伝えています。それができない場合は、発掘調査になります。どうするかはまだ事業者から連絡が来ていません。計画自体がなくなることもあります。

鈴木委員：その場合、守谷市がさらに発掘して調査するという事はないのですか。

事務局： ないです。埋蔵文化財は、地中に埋めておくのが望ましいという考え方です。遺跡として公開するために発掘調査をするということはないです。

鈴木委員：予算が許すのであれば、発掘調査をして出土したものを展示することはできないでしょうか。守谷ではいろいろなものが出土しています。

事務局： 今後、本発掘調査になった場合は、出土したものは保存し、活用しますが、出土品は県のものになります。

根本委員：住宅は建築するのですか。

事務局： 住宅建築の計画があるので、試掘をしたわけですが、結果遺構が出てきてしまったので、このまま計画が進むかはわかりません。

鈴木委員：以前、永泉寺東遺跡の発掘調査の際は作業中に見学できました。もし、本発掘になった場合は、見学をお願いします。

事務局： 承知しました。

横張会長：奥山新田南遺跡の試掘調査結果については以上でよろしいでしょうか。では、続いて（3）がまんの渡し 説明看板撤去について事務局より説明をお願いします。

事務局： がまんの渡しに設置している説明看板ですが、老朽化により、基礎とポール部分を残し看板が外れてしまったため、先月撤去しました。本来は新設するところですが、総合公園建設中のため、今後、公園の一角に石碑やプレート等腐食しないものを設置し、歴史資産のような位置付けで残せるよう担当課と調整したいと思います。

横張会長：みなさんご意見等ありますか。

石井委員：がまんの渡しには道しるべがありますが、少し前に友人が撮影した写真を見たら真っ二つに割れていました。誰かがいたずらしたのでしょうか。

横張会長：それも含めて、一新するのですか。

事務局： 看板を撤去した際、道しるべのほかに「永代供養塔」と刻まれた石がありました。藪に絡まった状態で、倒れそうに立っています。この石に関して、何かご存じでしょうか。

<モニターで画像を映す>

石井委員：ここはがまんの渡しですか。

事務局： そうです。看板があったところです。これが道しるべで、もう少し手前にこの石があります。

委員： 道しるべは修復されているようですね。

事務局： 亀裂が入っていたというのはこの線でしょうか。

石井委員：そうだと思います。

委員：誰かが修復したのでしょうか。

石井委員：総合公園はここまで入るのですか。

事務局：ギリギリ入らないエリアです。場所は少しずれてしまいましたが、総合公園の中に、ここにがまんの渡しがあったということがわかる説明を石碑か何か、腐食しないようなもので設置できればと考えています。

がまんの渡しと、この道しるべは何か関係があるのでしょうか。

石井委員：がまんの渡しは実際はもっと北にありました。そこに道しるべがありましたが、その場所の都合が悪くなり、今の場所に移動したと聞いています。対岸が三ツ堀という、野田市です。

委員：違う場所だったのですね。

事務局：では、さらに場所がずれてしまいます。

横張会長：公園の外に看板を作ってしまうと、見てもらえないです。場所は離れていて、中に入れて書いて、中に設置して見てもらった方が良いでしょう。
では、総合公園の中に説明板を設置するという事で、また、工事の進捗を報告してください。これについては以上でよろしいでしょうか。

増記委員：がまんの渡しの説明板とは関係ありませんが、新規指定された雲天寺の文化財の指定看板を見に行きました。西暦が数字で書いてありましたが、縦書きの文章なので、正確には漢数字で書きます。上から貼れれば、修正したほうが良いでしょう。がまんの渡しの説明板を設置するときは、気を付けてください。

事務局：承知しました。

横張会長：最後に、議題3 その他 について事務局より説明をお願いします。

事務局：令和7年度の守谷市デジタルミュージアムの追加コンテンツをご紹介します。守谷市指定天然記念物の「スダジイ（守谷市高野：海禅寺）」、「エノキ（守谷市野木崎：廿三夜尊堂内）」をドローンで空中撮影し、パノラマ動画を作成しました。海禅寺の美しい紅葉とスダジイの雄大な姿、

樹齡を感じさせるエノキの根元の様子をお楽しみください。

ほかにも、令和7年度新たに守谷市指定有形文化財に指定された「熊野観心十界曼荼羅（掛け軸：絵画）」「六字名号（掛け軸：書跡）」「喚鐘（工芸品：鋳物）」のデジタルアーカイブ化を行いました。

さらに、キッズページには「守谷市の歴史」を楽しく学べる学習コンテンツや、クイズ「もりやっこ検定」、文化財を題材にしたジグソーパズル「もりやっこパズルパーク」を新たに追加しました。みなさまも挑戦してみてください。

<モニターで追加コンテンツを紹介>

横張会長：以上で議事を終了してよろしいでしょうか。

<了承>

これもちまして、議事は終了いたしました。
本日は、ありがとうございました。